

あなたの「空き家」大丈夫ですか？

放置された空き家が、大きな社会問題になっています。
空き家の問題点や、管理に関するヒントについて、ご案内します。

空き家を放置すると、様々な問題を引き起こします

屋内に侵入され、犯罪の温床になりかねない

壊れた窓ガラスや出入口を修理し、建物内への侵入を防ぎましょう



落下・飛散物が、周囲の住宅を壊したり、通行人にけがをさせたりする危険性

速やかに応急措置しましょう



雑草が生い茂り、景観を悪化させる

定期的に除草、剪定しましょう



害虫や有害動物が住みつく

ゴミが不法投棄され、放置しておくと火災が発生する恐れも・・・

敷地内に可燃物を置かないようにしましょう



空き家の適切な管理を支援します

市では、以下のとおり空き家の管理に関する支援を行っておりますので、ご相談ください。

●不良空家等解体補助金

解体費用の一部を補助します。
※工事費用の1/2、50万円限度
※倒壊等で周囲に危険を及ぼす恐れがある空き家が対象です。

詳しくは、建築住宅課にお問い合わせください。



●ふるさと納税「空家見守りサービス」

ふるさと納税の返礼品として、玄関まわりの清掃や除草程度の軽作業を行うサービスをご利用いただけます。

詳しくは、須賀川市のホームページをご覧ください。税務課にお問い合わせください。



まずは、相談してみましょ

空き家の管理・売却、住宅の相続などで、分からないことがありましたら、専門家に相談してみましょ。

修理したい
解体したい



●建設業者の紹介

(一社) 福島県建設業協会 須賀川支部
須賀川市堀底町8-4
電話：0248-75-1161

管理して
ほしい



●除草や庭木の剪定

(公社) 須賀川市シルバー人材センター
須賀川市茶畑町65 労働福祉会館内
電話：0248-76-1992

売りたい
貸したい



●不動産業者の紹介

- ・(公社) 福島県宅地建物取引業協会 郡山支部
郡山市長者1-3-7 ハトマーク会館
電話：024-933-5323
- ・(公社) 全日本不動産協会 福島県本部
郡山市南1丁目45
電話：024-939-7715

住まいの相
続について
相談したい



●司法書士の紹介

福島県司法書士会
福島市新浜町6-28
電話：024-534-7502

須賀川市内の空家対策に関するお問い合わせは

須賀川市建設部建築住宅課指導企画係 〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地
電話：0248-88-9151